

福祉事業（一般）

（3）一般事業

ア 教職員等生涯生活設計推進事業

（ア）生涯生活充実のための支援

a 生涯生活設計づくりの啓発

（a）生涯生活充実型講習会の開催

43歳の組合員を対象に、教職員が早い時期から生涯生活設計を立てられるよう、意識の啓発を目的に夏季休業中に実施する。

（b）ガイドブックの配布

生涯生活設計の定義と目的、自由時間の活用等に関する知識・情報の提供を目的にガイドブックを配布する。

b 退職準備のための支援

（a）退職後の生涯生活設計づくり

① 退職準備型講習会の開催

55歳の組合員を対象に、退職後の生涯生活設計に必要な知識・情報・相互啓発の機会の提供を目的に夏季休業中に実施する。

② 退職直前型講習会の開催

59歳の組合員を対象に、退職予定者に必要な知識・情報を提供することにより、退職後の生涯生活設計の確立を目的に9月頃に実施する。

③ ガイドブックの配布

退職後の生活設計に関する知識・情報の提供を目的にガイドブックを配布する。

（b）退職準備のための情報提供

① 福利厚生事務説明会の開催

退職予定者及び事務担当者を対象に退職時の長期給付関係事務処理等について説明会を開催

イ 教職員体育大会事業

（ア）目的

地方公務員法第42条の事業として、教職員の健康保持・増進並びに相互の親睦を図るため、教職員の全員参加を目途に体育大会を開催する。

（イ）主催

静岡県教育委員会・公立学校共済組合静岡支部

- (ウ) 共催
（財）静岡県教職員互助組合
- (エ) 参加資格
公立学校共済組合静岡支部組合員、静岡県教職員互助組合組合員及び実施要領に定める者
- (オ) 地区別実施区分
県立学校の部・・・11地区（賀茂・田方・沼駿・富士・清庵・静岡・志榛・小笠・磐周・浜松北・浜松南）
義務教育諸学校の部・・・15地区（賀茂・田方・東豆・三島・沼津・駿東・富士・庵原・静岡・志太・榛原・小笠・磐周・浜松・浜名）
- (カ) 地区世話人会
 - a 主催者は、各地区ごとに関係団体の地区代表者等に地区世話人を委嘱する。
 - B 地区ごとに地区世話会を設ける。
 - c 地区世話会は、実施要領に基づき、地区別教職員大会の事業計画を作成し、その運営並びに事務処理を行う。
- (キ) 期間
体育大会は、原則として1月31日までの土曜日、日曜日、祝日、夏季休業日、秋季休業日又は冬季休業日に実施することとし、詳細については地区ごとに決定する。
- (ク) 実施内容（種目）
職員の健康保持・増進及び相互の親睦効果のあがる内容とし、各地区世話会で決定する。
- (ケ) 参加方法
 - a 学校単位を原則とするが、地区の事情により変更して行うことができる。
 - b 会場・組み合わせ・ルール及び使用球等は、地区ごとに世話会において決定する。

ウ 事務局職員球技大会

- (ア) 目的
地方公務員法第42条に基づき実施するもので、静岡県教育委員会事務局職員がスポーツを通じて、健康や体力の維持増進や精神面でのリフレッシュを図り、もって事務能率の向上に資することを目的とする。
- (イ) 主催
公立学校共済組合静岡支部・静岡県教育委員会
- (ウ) 共催
静岡県・地方職員共済組合静岡県支部・（財）静岡県職員互助会

- (エ) 参加資格
 公立学校共済組合静岡支部職員・静岡県教育委員会事務局職員及び教育機関（県立学校を除く。）職員とする。
- (オ) 大会の運営
 平日の勤務時間内に実施する種目については、職務に支障を来たさない範囲内で運営する。
- (カ) 服務等
 大会に関わる者の服務等については、次のとおりとする。
- a 実施責任者の命により大会の設営及び運営のみに従事する職員は、職務として当該業務に従事するものとする。
 - b 勤務時間内に大会へ参加する選手（チームの構成人員以内で参加申込書に記載した者）及び審判員は、「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条第2号の規定により予め職務に専念する義務の免除を得ること。
 - c 所属長は、職務に専念する義務の免除に当たっては、事務遂行上支障のないよう十分な配慮をするとともに、大会開催期間中の職場規律の保持について厳正を期すこと。
 - d 県民から非難を受けるおそれのある行動等は厳に慎むこと。
 - e 大会参加に当たっては、準備運動を励行する等事故防止に努めること。
 - f 大会参加中の事故にかかる災害補償については、具体的には、個々の事例により判断される。
- (キ) 実施単位
 県下を次の8地区に分けて実施する。

地区名	実施責任者
下田	下田財務事務所長
沼津	沼津財務事務所長
富士	富士財務事務所長
静岡	静岡財務事務所長
藤枝	藤枝財務事務所長
磐田	磐田財務事務所長
浜松	浜松財務事務所長
本庁	総務部長

(ク) 実施種目・時期

種 目	実施時期
野球、バレーボール、卓球、テニス、 サッカー、ボウリング、 バドミントン（又はインディアカ）	6月～10月

エ 出産保育事業

(ア) 趣旨

公立学校共済組合静岡支部組合員（任意継続組合員は除く。以下「組合員」という。）の福祉向上を図るため出産保育用品を配布する。

(イ) 対象者

当該年度の間、下記のいずれかの対象となった者

- a 出産し、乳幼児を保育する組合員
- b 被扶養者である家族が出産し、その乳幼児を保育する組合員

(ウ) 配布品目

次のうち、1品目を申込者が選択する。

- a 名入れアルバム
- b ロンパスギフトセット
- c 食器セット
- d 積木
- e ムーニーおしりピュア
- f 赤ちゃんとママ社雑誌1年分

(エ) 申込み手続

a 提出書類

保育用品申込書 2部（1部コピー可）

b 提出期限

出産後2ヶ月以内とする。

c 提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県教育委員会福利課健康厚生班厚生・住宅担当

e 配布方法

公立学校共済組合静岡支部は毎月20日に申込書を取りまとめ、契約業者から直接配送する。

様式名

保育用品申込書 記載例

支部様式第29号の2

オ 介護事業

(ア) 目的

教職員等の日常生活の安定と生涯生活設計実現のための支援の一環として、在宅介護によって生じる様々な問題を解決するために、実技をとりいれた介護講座を開催する。

(イ) 主催

公立学校共済組合静岡支部・静岡県教育委員会

(ウ) 対象者

公立学校共済組合静岡支部組合員及びその家族

(エ) 会場、日時及び定員

各年度に所属所あて送付される実施要領等を参照してください。

(オ) 日程及び内容

各年度に所属所あて送付される実施要領等を参照してください。

(カ) 受講料

無料

(キ) サービス

県立学校の教職員等は、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第2号の規定により、職務に専念する義務の免除とする。

なお、市町（学校組合）立学校の教職員は、各市町（学校組合）教育委員会の定めによるものとする。

カ 健康増進・宿泊施設利用事業

(ア) 目的

組合員の健康維持・増進と心身のリフレッシュ及び宿泊施設利用の促進を図るため、公立学校共済組合静岡支部の福利厚生事業の一環として、健康増進・宿泊施設利用事業を実施する。

(イ) 内容

指定したスポーツ施設、スポーツ教室及び宿泊施設で利用できる券を配布する。

(ウ) 対象者

当該年度の4月1日に在籍する組合員（当該年度の4月1日に新たに資格取得した組合員を含むが、異動等により従前の共済組合から同等制度の適用を受ける者及び任意継続組合員を除く。）

(エ) 利用券の種類及び配布枚数

a 利用券の種類

健康増進・宿泊施設利用券

- b 配布枚数
4,000点券（100点券×40枚）を1冊
- c 配布時期及び有効期限
 - (a) 配布時期
当該年度の4月
 - (b) 有効期限
当該年度の3月31日まで
- d 利用施設名

各年度に所属所あて送付される実施要領等を参照してください。

キ 教職員芸術祭助成事業

組合員とその家族が芸術・文化の教養を高めるため、静岡県教職員芸術祭を関係団体と共同開催する。

ク 広報誌発行事業

共済組合の事業及び年金・健康保険法等の改正情報を広く知らしめるため「福祉しずおか」の発行・配布を行っています。

（４）福利厚生等相談事業

「福利相談室」を設置し、組合員や退職者からの相談等に対応しています。来訪（事前に電話予約）、電話、FAX、手紙いずれの方法でも受付けています。

<相談内容>

- (1) 年金の給付や受給権に関すること
- (2) 健康保険や各種短期給付金の請求に関すること
- (3) 共済宿泊施設の利用に関すること

<開設場所等>

〒420-8601 静岡市葵区迫手町9番6号

静岡県教育委員会事務局福利課内（県庁西館8階）

専用電話 054-221-3623 FAX 054-221-0020

開設時間 AM 10:00～12:00 PM 1:00～3:30

（５）その他の事業

ア 教職員住宅の建設

県又は市町の要請に応じ、教職員住宅建設のための資金を投融資しています。

イ 貸付事業の実施

組合員の臨時の支出に対する貸付けを行っています。詳細は「貸付」編を参照してください。